

三井住友銀行確定拠出年金定期預金(5年)

本商品は元本確保型の商品です

1. 基本的性格

自動継続定期預金です。

2. 預入対象者

確定拠出年金制度の加入者(ただし、名義は確定拠出年金制度における資産管理機関または国民年金基金連合会からの委託を受けた事務委託先金融機関となります。)

3. 預入期間

5年(満期日は預入日の5年後の応当日です。)

4. 商品提供金融機関

株式会社三井住友銀行

5. 約定利率の決定方法

約定利率は、市場金利の動向等に応じて毎日決定します。

6. 適用金利

預入時の約定利率を満期日まで適用します。(固定金利)

7. 利払方法

満期日または中途解約時に一括して付利します。満期日には、利息を元金に組み入れて前回と同一期間の確定拠出年金定期預金に自動継続します。中間利払いはありません。

8. 利息の計算方法

付利単位を1円とし、1年を365日とする日数計算をもとに、6ヵ月複利の方法で利息を計算します。

9. 利息に対する課税

確定拠出年金制度では課税されません。

10. 満期日の取り扱い

満期日に利息を元金に組み入れて前回と同一期間の確定拠出年金定期預金に自動継続します。自動継続後の適用金利は、満期時点の確定拠出年金定期預金金利となります。

なお、満期日前に解約される場合には下記の中途解約利率を適用し、元金と利息をお支払いします。

11. 中途解約の取り扱い

満期日前に解約する場合は、実際のお預入れ期間の長さに応じて、次の中途解約利率(小数点第4位以下切捨)を適用します。

A	6ヵ月未満	解約日における普通預金の利率
B	6ヵ月以上1年未満	約定利率×10%
C	1年以上2年未満	約定利率×20%
D	2年以上3年未満	約定利率×30%
E	3年以上4年未満	約定利率×50%
F	4年以上5年未満	約定利率×70%

ただし、BからFまでの利率が解約日における普通預金の利率を下回るときは、その普通預金の利率によって計算します。

12. 一部解約の取り扱い

この預金については元金の一部を解約することができます。

- ①一部解約の場合、一部解約部分の利息は、預入日から一部解約日の前日までの日数に応じた中途解約利率によって計算します。
- ②一部解約後の残金の利息は、預入日から満期日までの日数および預入時の約定利率によって計算し、かつ自動継続の取り扱いとなります。

13. お申し込み単位

預入金額は1円以上で預入単位は1円です。

14. 手数料

かかりません。

15. 持ち分の計算方法

本商品の加入者毎の持ち分についての計算は元金によるものとします。

なお加入者の個人別持ち分は記録関連運営管理機関により計算・管理されております。

■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該預金の勧誘を目的とするものではありません。

■当資料は、株式会社三井住友銀行が信頼できると判断した諸データに基づいて運営管理機関が作成しましたが、その正確性、完全性を保証するものではありません。また、実績・データ等は過去のものであり、今後の成果を保証・約束するものではありません。

三井住友銀行確定拠出年金定期預金(5年)

本商品は元本確保型の商品です

16. 預金保険の適用

本商品は預金保険制度の保護の対象となっています。

当座預金や利息の付かない普通預金等は「決済用預金(※)」として全額保護され、定期預金や利息の付く普通預金などは1金融機関につき預金者1人当たり、元金1,000万円までとその利息が保護されます。

(※決済用預金・・・無利息、要求払い、決済サービスを提供できることという3条件を満たす預金)

なお、金融機関名義の預金は、預金保険制度の対象外となりますが、確定拠出年金制度の資産管理機関または国民年金基金連合会からの委託を受けた事務委託先金融機関名義の預金については、加入者の個人別管理資産額に相当する金額の部分を当該加入者の預金に係る債権とみなして預金保険制度の保護の対象としております。

ただし、三井住友銀行に本商品以外の預金があるときは、その預金を優先し、本商品と合計で元金1,000万円とその利息が保護の範囲となります。

17. 利益の見込みおよび損失の可能

解約の申し出のない限り、預入日から5年後の満期日に約定利率で計算した利息を元金に組入れて、自動継続します。

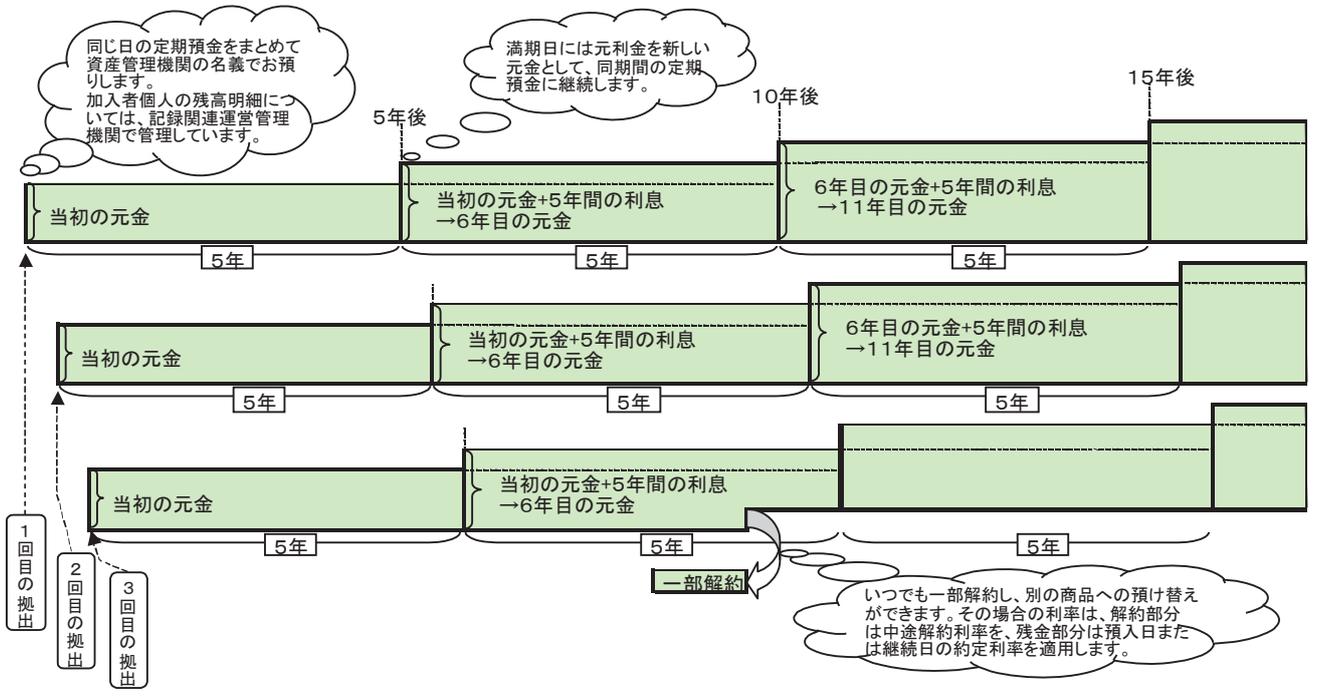
また、預入期間の途中で解約(一部解約を含みます)した場合でも、所定の中途解約利率により計算した利息と元金をお支払いします。

商品提供金融機関(三井住友銀行)の破綻時において、預金保険制度の保護範囲を超える元金および利息については保護されないおそれがあります。

18. 適用金利の提示方法

適用金利は運営管理機関から提示します。

商品の説明



■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該預金の勧誘を目的とするものではありません。

■当資料は、株式会社三井住友銀行が信頼できると判断した諸データに基づいて運営管理機関が作成しましたが、その正確性、完全性を保証するものではありません。また、実績・データ等は過去のものであり、今後の成果を保証・約束するものではありません。